

催 し 名	月 日	時 間	注 意 事 項 な ど	
すくすく赤ちゃん (育 児 教 室)	5月13日(金)	受け付け 13時～13時20分 整理券配布 12時30分～	乳児の発達観察、身長・体重測定、 育児・ブックスタートの話など 対象 =平成27年12月生まれ	転入された人で、 前住所地で育児教室、健診を受けていない人は、保健センターに連絡してください。
1歳6カ月児健康診査 (1歳6カ月～2歳未満)	5月26日(木) 6月28日(火)	受け付け 13時～13時30分 整理券12時30分～	対象 =平成26年10月生まれ 対象 =平成26年11月生まれ	
3 歳 児 健 康 診 査 (3 歳 ～ 4 歳 未 満)	5月25日(水) 6月8日(水)	受け付け 13時～13時45分 整理券12時30分～	対象 =平成25年1月1日～2月15日生まれ 対象 =平成25年2月16日～3月31日生まれ	
ひまわり栄養相談 (個 別 栄 養 相 談)	月～金曜日 (祝日を除く)	9時～16時	管理栄養士が食生活についてのアドバイスを行っています。(電話可) 申し込み =事前に電話で保健センターへ	
健 康 相 談 室	毎週月曜日 (5月2日を 除く)	9時～11時	保健師・栄養士による身体計測、尿検査、血圧測定、育児相談、離乳食相談、健康相談など 対象 =赤ちゃんから高齢者まで 持参物 =母子健康手帳または健康手帳	
パパママスクール	5月15日(日)	9時30分～12時	助産師さんのお話 ・分娩経過について 歯科衛生士さんのお話 ・妊婦・赤ちゃんの歯について ・ブラッシング指導	対象 =妊婦(妊娠16週～)とその家族 ※一人での参加も可。 定員 =15組 持参物 =母子健康手帳 申し込み =事前に電話で保健センターへ
こころの相談室 (精神保健福祉相談)	5月17日(火)	13時30分～ 15時30分	精神科医師による心の不安、思春期の悩み、アルコール依存などの相談 対象 =本人または家族など 申し込み =5月10日(火)までに電話で保健センターへ	
ベビーレストラン	5月18日(水)	14時～15時30分	離乳食の作り方と試食(試食は保護者のみ) 対象 =おおむね生後4カ月～6カ月の乳児と保護者 対象 =16人 持参物 =母子保健手帳 申し込み =5月11日(水)までに電話で保健センターへ	
ど ん ぐ り 相 談 (子 育 て 相 談)	5月27日(金)	9時～12時	子どもの成長についてどんなことでも相談してください。 相談員 =社会福祉法人 柏学園 幼児発達支援センター 白井 賢氏 申し込み =5月20日(金)までに電話で保健センターへ	

場所=保健センター

駐車場=旧千葉家住宅駐車場を利用してください。(セブンイレブン海田中店店の隣にあります)

AED (自動体外式除細動器)

設置者のみなさんへ

情報の登録・更新をお願いします！

【日本救急医療財団全国 AED マップ】

AED の設置場所についての情報を共有し、いざという時の救命の効果を高めるため、【日本救急医療財団全国 AED マップ】に AED の設置情報の登録を積極的に行いましょう。また、既に情報を登録している施設については、登録情報の更新をお願いします。

AED 設置者の皆さんへ

既に登録をされている情報に加えて「いざという時に、AED がきちんと使える」ことを AED マップで表示するため、使用可能日時や敷地や建物内での正確な設置位置などの項目が新しく追加されました。

各設置者が AED マップへの更新登録・新規登録を行う際には、まず、AED 購入業者から「登録書」を入手してください。インターネットまたは FAX で登録ができます。

詳しくは、広島県ホームページをご覧ください。

「AED (自動体外式除細動器) 設置情報及び AED 設置者へのお願い」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/aed.html>



INFORMATION

お知らせ

Information

海田東公民館

証明書発行コーナー開設中

問 住 民 課

☎823-9205
 ㊟823-9627

開設日時

※毎週月～金曜日(祝日、
 年末年始を除く) 8時30分～17時15分

窓口で本人確認を行っています

住民票の写しや戸籍謄本などの
取得は本人確認書類が必要です

住民票の写しや戸籍謄本などの取得には申請者が本人であっても、不正取得を防ぐため、マイナンバーカードや運転免許証などで本人確認を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

住民票の写しを取得できるのは、本人または同一世帯の人で、戸籍謄本など戸籍関係の証明書を取得できるのは、本人・配偶者・直系尊属(父母または祖父母)・直系卑属(子または孫)の人でそれ以外の人が取得請求する場合は委任状が必要です。

※印鑑登録証明書については、印鑑登録証の提示があれば代理人でも取得できます。

選挙権を有する年齢が満18歳以上になります

問 海田町選挙管理委員会
(総務課内)

☎823-9202
 ㊟823-9203

公職選挙法の改正に伴い、次回の国政選挙から選挙権を有する年齢が満18歳以上に引き下げられます。

海田町で投票できる人には選挙前に投票所入場券を郵送しますので投票に行きましょう。

生活困窮者への支援制度

問 社会福祉課

☎823-9220
 ㊟823-9627

専門のスタッフが経済的な問題、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題でお困りの方の話を聴き、自立した生活を送ることのできるよう相談および支援を行います。

具体的支援内容

- ・自立相談支援
- ・相談支援員が生活上の問題・悩みを確認・整理し、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
- ・住居確保給付金の支給
- ・離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、自立相談支援を受けながら就

職に向けた活動することを条件に、一定期間、家賃相当額(限度額があります)を支給します。

ケシ・大麻栽培に注意しましょう

問 県西部保健所

☎513-5533

5月から6月にかけて美しい花を咲かせるケシには、植えてはいけない種類があるのを知っていますか。

植えてもよいケシは、ヒナゲシ、オニゲシ、アザミゲシなどで、全体に毛が多く生えています。反対に、植えてはいけないケシには毛はほとんど無く、葉や茎は白っぽい緑色をしており、茎は太く、葉が茎を巻き込むように付いているのが特徴です。

また、大麻は、昔から「アサ」と呼ばれ、繊維や種子を採るために栽培されてきました。しかし、麻薬成分を含み、マリファナなどに悪用されるため、一般には栽培が禁止されています。植えてはいけないケシ・大麻を栽培することのないように十分注意しましょう。

ケシの見分け方について分からないことや、植えてはいけないケシや大麻を見かけたときは、県西部保健所までご連絡ください。

問 広島地方裁判所

☎228-0421

憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念

日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷など見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を行っています。

各種行事については、裁判所ウェブサイトをご覧ください。最寄の裁判所の総務課に問い合わせてください。

<http://www.courts.go.jp/>

海田の水

好評販売中！

詳しくは上下水道課
 ☎823-9214
 ㊟823-9839

「ひろしま環境の日」
(毎月第1土曜日)

一斉に取り組む
実践行動

5月7日(土)

外出時は自転車や
公共交通機関を
利用しよう！

寄せられた善意

◎海田町の福祉のため
 ☆金一封

海田町商工会第2地区
 大成景三

⑬ 2016年(平成28年) 5月号

⑭